## 監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 アイ・エイチ・ディ協同組合

#### 第1条 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令(以下「技能実習関係法令」という。)に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

#### 第2条 求人

- 1 本事業所は、第9条(取扱職種の範囲)に記載する職種の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。 ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、これを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型実 習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人の方が直接来所されて、所定 の求人票によりお申込みください。 なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又 は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の 交付又は電子メールの使用により明示してください。 ただし、紹介の実施について緊急の必 要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当 該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、職業紹介費を、別表の「監理費表」をもとに締結する「外国人技能実習生受入れに関する契約書」に基づき徴収します。一旦徴収した手数料は、紹介の成否にかかわらず返金いたしません。

#### 第3条 求職

- 1 本事業所は、第9条(取扱職種の範囲)に記載する職種の技能実習に関するものに限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。 ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能 実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人(外国の送出機関から求職の申 込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関)から、所定の求職票によりお申込みください 。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

#### 第4条 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の 趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話い たします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を 極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。 ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。 その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方から職業紹介費を、別表の「監理費表」をもとに締結する「外国人技能実習生受入れに関する契約書」に基づき徴収します。

#### 第5条 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の 指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従 事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法) によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑い があると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に 1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行 わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当 該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに 、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を確保するとともに 技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、引き続き技能実習を行うことを希望する技能実習生が技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

### 第6条 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は 矢野邦夫 です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
  - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
  - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
  - (3) 団体監理型技能実習生の保護
  - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
  - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関する事項における技能実習責任者との連絡調整
  - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

#### 第7条 監理費等の徴収

- 1 監理費等は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 職業紹介費は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体 監理型実習実施者等から、別表の「監理費表」をもとに締結する「外国人技能実習生受入れ に関する契約書」に基づき徴収します。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

3 講習費は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の「監理費表」をもとに締結する「外国人技能実習生受入れに関する契約書」に基づき徴収します。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

4 監理費は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の「監理費表」をもとに締結する「外国人技能実習生受入れに関する契約書」に基づき徴収します。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

5 その他諸経費は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の「監理費表」をもとに締結する「外国人技能実習生受入れに関する契約書」に基づき徴収します。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えない額とします。

#### 第8条 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習 実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応 いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、第9条(取扱職種の範囲)のとおりです。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

#### 第9条 取扱職種の範囲

- ◆ 農業関係
  - ◇耕種農業
  - ◇畜産農業
- ◆ 建設関係
  - ◇建築板金
  - ◇建具製作
  - ◇建築大工
  - ◇型枠施工
  - ◇鉄筋施工
  - ◇とび
  - ◇石材施工
  - ◇タイル張り
  - ◇かわらぶき
  - ◇左官
  - ◇配管
  - ◇内装仕上げ施工
  - ◇サッシ施工
  - ◇防水施工
  - ◇コンクリート圧送施工
  - ◇表装
  - ◇建設機械施工
  - ◇築炉
- ◆ 食品製造関係
  - ◇食鳥処理加工業
  - ◇加熱性水産加工食品製造業
  - ◇非加熱性水産加工食品製造業
  - ◇水産練り製品製造
  - ◇牛豚食肉処理加工業
  - ◇ハム・ソーセージ・ベーコン製造
  - ◇パン製造
  - ◇そう菜製造業
- ◆ 繊維·衣服関係
  - ◇婦人子供服製造
  - ◇紳士服製造
  - ◇下着類製造
  - ◇布はく縫製

#### ◆ 機械·金属関係

- ◇鋳造
- ◇ダイカスト
- ◇機械加工
- ◇金属プレス加工
- ◇鉄工
- ◇仕上げ
- ◇機械検査
- ◇機械保全
- ◇電子機器組立て

#### ◆その他

- ◇家具製作
- ◇印刷
- ◇プラスチック成形
- ◇強化プラスチック成形
- ◇塗装
- ◇溶接
- ◇工業包装
- ◇紙器・段ボール箱製造
- ◇自動車整備
- ◇ビルクリーニング
- ◇介護
- ◇ゴム製品製造
- ◇木材加工

# 監理費表

監理団体名: アイ・エイチ・ディ協同組合

所 在 地: 岡山県倉敷市中庄2384-1 責 任 者: 事務局長 矢野 邦夫

					具 压 行・	事物用以 人利 和人
監理費 の種類	種別	監理費の種類	監理費 (税別)			備考
			年間合計額	年間平均額/1人	1号~3号(5年)合計額/1人	V用グラ
職業紹介費 (※)	人件費	募集及び選抜に要する人件費	0円	0円	0円	その他諸経費/監理諸経費に含む
	交通費·宿泊費	募集及び選抜に要する交通費・宿泊費	3,000,000円	5,000円	25,000円	
	外国の送出機関へ支払う費用	送出機関との連絡・協議に要する費用	0円	0円	0円	その他諸経費/監理諸経費に含む
		外国の送出機関へ支払う費用	36,000,000円	60,000円	300,000円	
	その他	その他(実習実施者との連絡・協議に要する費用)	0円	0円	0円	
		小計	39,000,000円	65,000円	325,000円	
講習費 (※)	施設使用料	施設使用料	2,400,000円	4,000円	20,000円	
	講師及び通訳への謝金	講師謝金	1,680,000円	2,800円	14,000円	
		通訳謝金	0円	0円	0円	その他諸経費/監理諸経費に含む
	教材費	教材費	360,000円	600円	3,000円	
	技能実習生に支給する手当	講習手当	8,400,000円	14,000円	70,000円	
	その他	その他(生活消耗備品費)	720,000円	1,200円	6,000円	
		小計	13,560,000円	22,600円	113,000円	
監査 指導費	人件費	監査に要する人件費	0円	0円	0円	その他諸経費/監理諸経費に含む
	交通費	監査に要する交通費	6,000,000円	10,000円	50,000円	
	その他	その他(個別対応費)	6,000,000円	10,000円	50,000円	
		小計	12,000,000円	20,000円	100,000円	
その他諸経費	( 入国費用 )	1号技能実習生の入国に要する費用	18,000,000円	30,000円	150,000円	
	( 一時帰国費用 )	3号移行技能実習生の一時帰国に要する費用	13,200,000円	22,000円	110,000円	
	(帰国費用)	2号または3号技能実習生の帰国に係る費用	10,800,000円	18,000円	90,000円	
	( 検定費用 )	各号技能実習習熟度確認に要する費用	9,000,000円	15,000円	75,000円	
	( 在留資格取得費用 )	各号在留資格変更・在留期間更新に要する費用	3,360,000円	5,600円	28,000円	
	( 監理諸経費 )	人件費·事務諸経費·組合運営費	204,000,000円	340,000円	1,700,000円	
		小計	258,360,000円	430,600円	2,153,000円	
		合 計	322,920,000円	538,200円	2,691,000円	

<sup>※</sup>金額については概算であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

<sup>※</sup>技能実習生1人当たりの職業紹介費は、入国後に雇用開始された技能実習生に基づき計上します。